

入札制度の見直しについて

令和6年4月1日以降に発注する工事について、以下の点が変更となります。

1.現場代理人の常駐義務緩和

～R6.3.31 公告まで	3,500 万円未満	(建築一式工事の場合	7,000 万円未満)
		↓	
R6.4.1 公告～	4,000 万円未満	(建築一式工事の場合	8,000 万円未満)

R6.4.1 以降の公告は下記のようになります。

一人の現場代理人が兼務できる工事は、本宮市が発注した請負金額 **4,000 万円未満**(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては **8,000 万円未満**)で、10km程度の近接工事又は工種区分が同一の工事であり、兼務件数は 2 件(災害復旧等の緊急工事を含む場合は 3 件)までとする。なお、他機関発注工事との兼務はできない。

2.主任技術者の常駐義務緩和

～R6.3.31 公告まで	3,500 万円未満	(建築一式工事の場合	7,000 万円未満)
		↓	
R6.4.1 公告～	4,000 万円未満	(建築一式工事の場合	8,000 万円未満)

R6.4.1 以降の公告は下記のようになります。

一人の主任技術者が兼務できる工事は、本宮市が発注した請負金額 **4,000 万円未満**(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、**8,000 万円未満**)で、兼務件数は 2 件(災害復旧等の緊急工事を含む場合は 3 件)までとする。なお、他機関発注工事との兼務はできない。

3.未完了工事持ち件数の基準額緩和

～R6.3.31 公告まで	1,000 万円以上の未完了工事
	↓
R6.4.1 公告～	1,500 万円以上の未完了工事

R6.4.1 以降の公告

未完了工事数 請負代金の額が 1,500 万円以上となる場合には、市発注の 1,500 万円以上の請負工事で未完了のものが 8 件未満(緊急時分を除く。)であること。

※ 未完了のものとは、契約規則第51条に規定する検査を完了していないものをいう。

4.各課発注案件の上限額変更

～R6.3.31 公告まで	80 万円未満の工事又は工事に係る測量等業務委託
	↓
R6.4.1 公告～	100 万円未満の工事又は工事に係る測量等業務委託

設計金額が上記の金額となる案件は、

担当課発注(指名競争入札又は随意契約)とし、請書を作成。

それ以外の案件については

財政課発注(制限付一般競争入札又は総合評価一般競争入札)とし、契約書を作成。

5.本宮市一般競争入札に係る事前評価等申請制度の導入

総合評価一般競争入札・制限付一般競争入札に参加する際に提出していた資料のうち、変更が少ない資料について、年度初めに事前に申請しておくことで、公告ごとに提出する書類を省略できる制度です。詳細は別紙をご確認ください。